

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
○道路の区域変更(2件) (道路課)	1
◎告示(指定金融機関等の名称、位置) の一部改正 (会計企画課)	1
◎告示(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正(〃)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活・男女共同参画課) <7・23掲示>	1
○採石業務管理者試験の実施 (工業振興課)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (情報政策課)	2

告 示

高知県告示第514号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 法第8条第1項の規定により香美市から聽取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
平成21年3月高知県告示第160号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ土佐山田店
香美市土佐山田町泰山町三丁目59-4ほか
- 意見の概要
建築基準法(昭和25年法律第201号)に合致はしているが、建物等の建築により、隣接する民家のソーラーパネル等に影響があるとの申立てがあったので、地域住民と協議の上、解決していただきたい。

高知県告示第515号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年8月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 岩戸明ヶ谷
- 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
土佐市北地字松崎 700番1から 土佐市北地字松崎 694番1まで	前	7.9 10.0	72
	後	9.6 10.9	72

高知県告示第516号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年8月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 北本町領石
- 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高知市一宮西町三丁目1075番1から 高知市一宮西町三丁目1837番1まで	前	9.5 21.5	511
	後	18.0 21.0	511

高知県告示第517号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成21年8月24日から施行する。

平成21年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

比島	〃
----	---

昭和39年4月1日「」を削る。

高知県告示第518号

平成4年4月高知県告示第208号(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部を次のように改正し、平成21年8月24日から施行する。

平成21年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

高知県立高知江の口養護学校	〃
---------------	---

比島支店「」を

高知県立高知江の口養護学校	〃
---------------	---

都支店

よさこい咲「」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年7月23日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年7月23日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あ っ た 年 月 日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的

<p>平成21年7月23日</p> <p>特定非営利活動法人カンガルーの会</p> <p>澤田 敬</p> <p>吾川郡いの町八田235番地2</p> <p>この法人は、児童虐待の予防、子育て支援を図る為、周産期から児童に係わる関係者に対して、研修会や講演会を開催する事業等を行い、児童の健全育成を支援し公益の増進に寄与する事を目的とする。</p>	<p>8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。）</p> <p>落札公告</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成21年8月4日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量 高知県情報ハイウェイサービス提供業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル</p> <p>3 隨意契約の相手方を決定した日 平成21年7月14日</p> <p>4 隨意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3</p> <p>5 隨意契約に係る契約金額 2,601,900,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 隨意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号に該当するため</p>	
<p>採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり行う。</p> <p>平成21年8月4日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 試験の場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 2階会議室</p> <p>2 試験の期日 平成21年10月9日（金）午前10時から正午まで</p> <p>3 試験科目及び出題範囲 (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）</p> <p>4 受験手続 受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）様式第9によるもの）に写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を添えて提出すること。</p> <p>5 受験願書の提出期間 平成21年9月1日（火）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までの間に受け付ける。 なお、郵送による場合は、平成21年9月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。</p> <p>6 受験願書等の提出先 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県商工労働部工業振興課</p> <p>7 試験手数料</p>		